

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
29	沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し	農林水産省	1
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し	内閣官房	7
20	農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し	農林水産省	11
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	総務省	19

沿岸漁業改善資金において 転貸融資を可能とする見直し について

令和2年8月5日
水産庁研究指導課

1. 検討の経緯

- 平成28年の地方分権改革に関する提案募集において、複数の知事会及び県から「沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする」との提案。
- 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が平成28年12月20日に閣議決定。閣議決定においては、
 - (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。
 - (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等も含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。とされたところ。
- 平成29年3月に沿岸漁業改善資金に関する利用状況等の調査を実施。同年12月に都道府県に対し、物的担保の活用状況等について情報提供。

2. 沿岸漁業改善資金制度の更なる利用促進に向けた検討

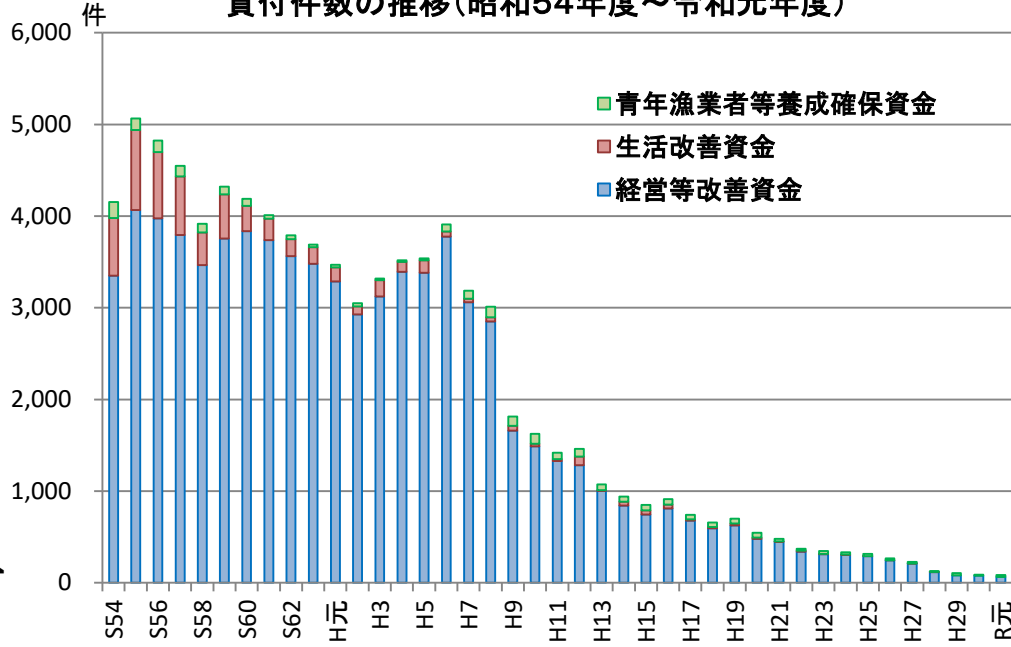
- 沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営及び生活を改善していくことや青年漁業者の技術習得等を積極的に助長するため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、都道府県が沿岸漁業者に無利子の資金貸付を行うものであるが、貸付件数は減少傾向。
- 「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理と水産業の成長産業化を実現するためには、操業の効率化や漁獲物の高付加価値化により生産性の向上を図ることが必須。このため、水産新技術の現場実装のための普及活動と本資金の貸付の連携は有効であり、本資金を漁業従事者等にとってより使いやすいものとしていく必要。
- 都道府県への調査によれば、転貸融資方式を導入することにより、本資金の利用促進が期待される。一方で、民間金融機関等からの聞き取りでは、①これまで都道府県が負担していた貸付リスクを民間金融機関が負わなければならないこと、②都道府県には、債権管理を含めた業務のコストに見合う転貸先金融機関への事務手数料負担が発生すること、③機関保証の導入についても、漁業者の保証料負担が増えるとともに、④都道府県から保証機関に対する保証財源相当の出資増が必要となること、⑤現場のニーズに合った新たな貸付メニューが求められていること、といった課題も存在。



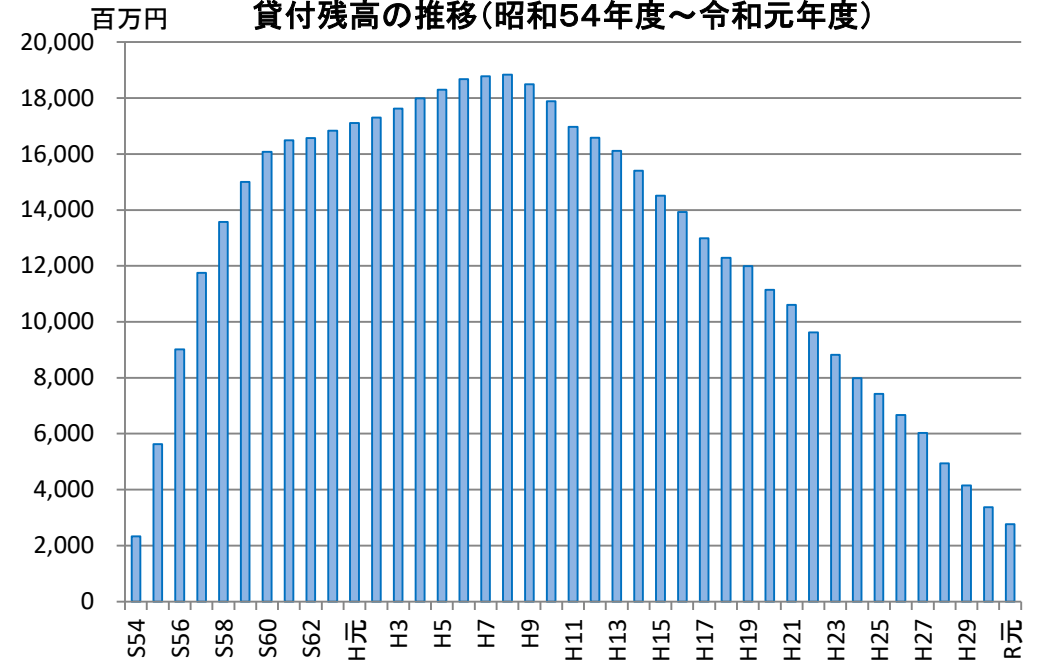
漁業者にとってメリットのある見直しとなるよう、転貸融資方式を導入することによる各種の課題への対応方策について、貸付業務に関する事務手数料や保証料の負担等に関する都道府県の考え方や関係機関の考え方も踏まえつつ、更に検討を進める方向で対応。

(参考1) 沿岸漁業改善資金の貸付実績及び資金の状況(推移)

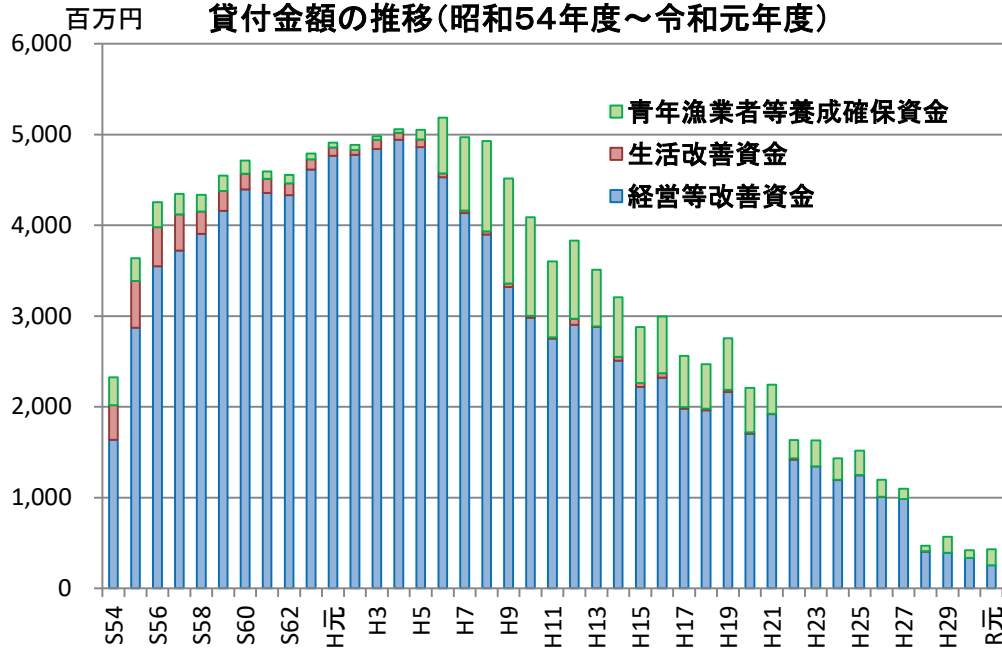
貸付件数の推移(昭和54年度～令和元年度)



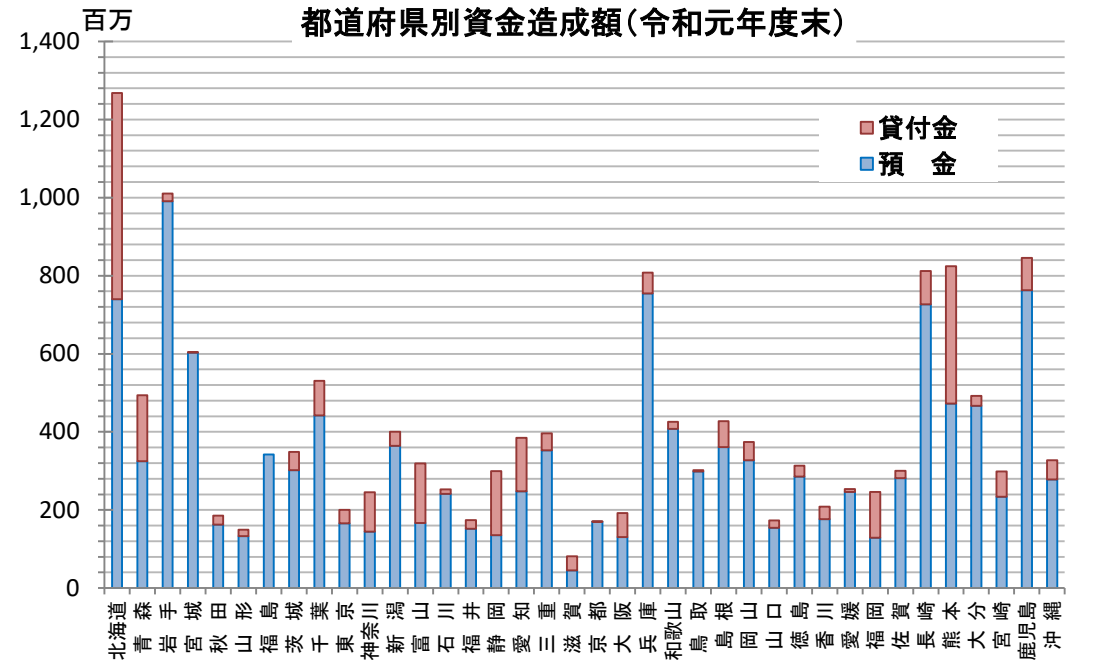
貸付残高の推移(昭和54年度～令和元年度)



貸付金額の推移(昭和54年度～令和元年度)

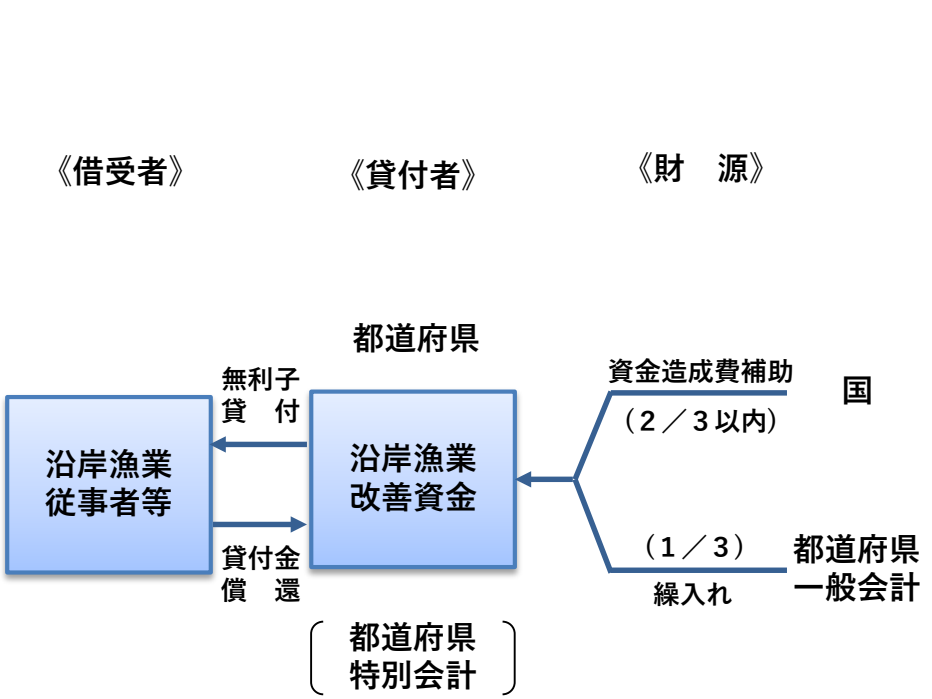


都道府県別資金造成額(令和元年度末)

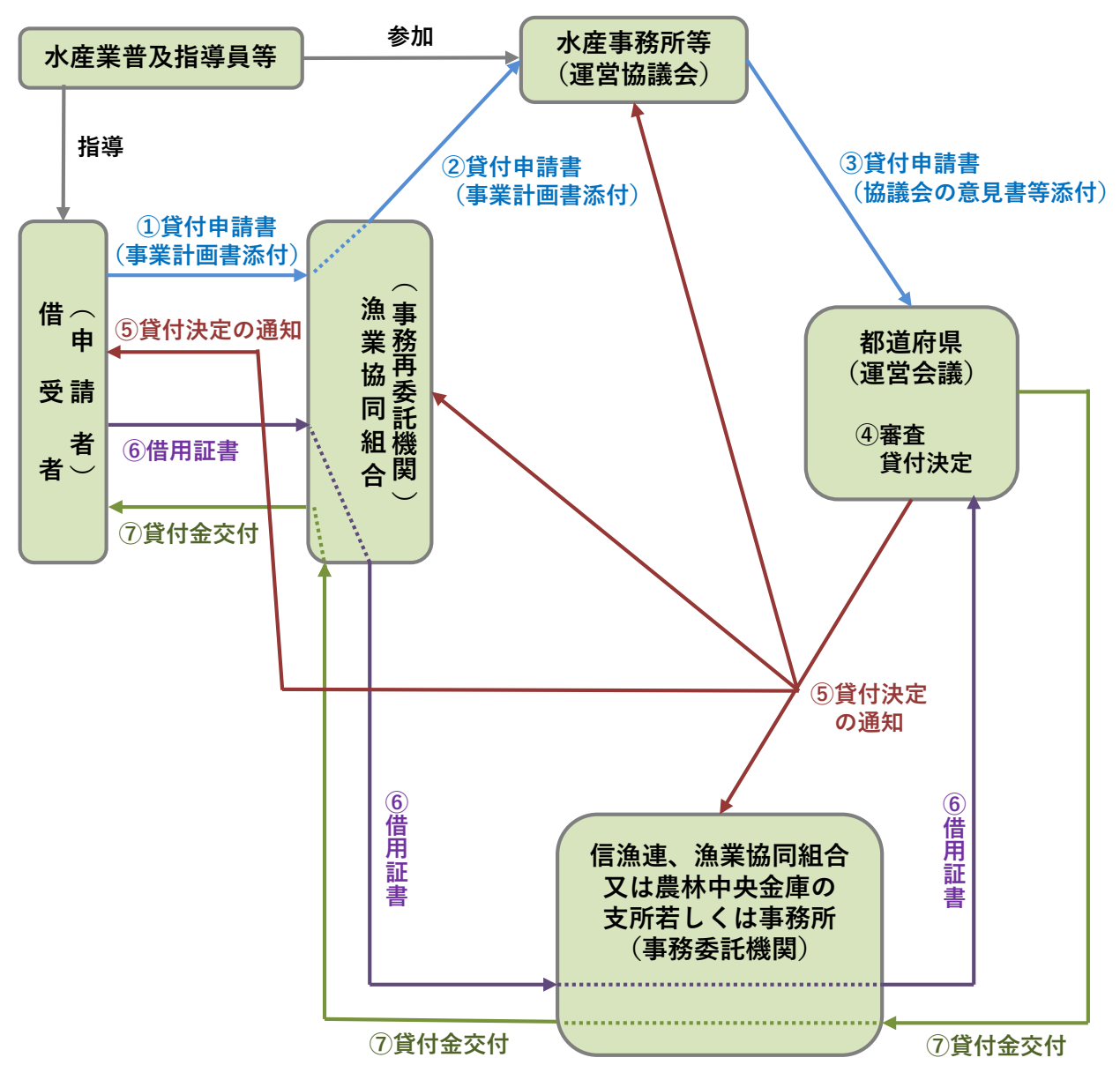


(参考2) 沿岸漁業改善資金の概要

【資金の流れ】



【制度の仕組み】



※国の資金造成費補助は平成27年度で終了

(参考3)資金の種類、貸付内容、貸付限度額及び償還期間等

経営等改善資金

貸付の内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金 ●自動操舵装置 ●遠隔操縦装置 ●サイドスラスター ●レーダー ●自動航跡記録装置 ●GPS受信機	1台 100万円 // 50万円 // 400万円 // 180万円 // 120万円 // 130万円	500万円 7年以内 (1年以内)
○漁ろう作業省力化機器等設置資金 ●動力式つり機 ●ラインホーラー等の揚縄機 ●ネットホーラー等の揚網機 ●巻取りウインチ ●放電式集魚灯 ●漁業用クレーン ●漁獲物等処理装置 ●海水冷却装置 ●海水殺菌装置 ●漁業用ソナー ●カラー魚群探知機 ●潮流計	1件 500万円 1台 120万円 // 120万円 // 500万円 1セット 200万円 1台 400万円 // 500万円 // 180万円 // 300万円 // 500万円 // 150万円 // 500万円	500万円 7年以内 (1年以内)
○補機関等駆動機器等設置資金 ●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む） ●油圧装置	1台 400万円 // 500万円	500万円 7年以内 (1年以内)
○燃料油消費節減機器等設置資金 ●推進機関（漁船用エネルギー環境対応機関） ●定速装置 ●発光ダイオード式集魚灯	1台 2,400万円 // 120万円 // 1,300万円	2,500万円 7年以内 (1年以内)
○新養殖技術導入資金 ●養殖施設の設置費、種苗、餌料等	1件 400万円	4年以内 (2年以内)
○資源管理型漁業推進資金 (1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) (1)と併せて行う、 ア. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ. 漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用	1,200万円	10年以内 (3年以内)
○環境対応型養殖業推進資金 ア. 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等 イ. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等 ウ. ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、飼料等の購入又は設置費	2,000万円	10年以内 (3年以内)

貸付の内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用手すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1件 50万円 // 50万円 // 40万円	150万円 5年以内 (1年以内)
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーパブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1件 10万円 // 10万円 // 60万円 // 130万円 // 65万円	130万円 2年以内 (-) 5年以内 (-)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1件 30万円 // 100万円	150万円 5年以内 (1年以内)
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1件 40万円 // 40万円	120万円 5年以内 (-)
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識（灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ）	1人 70万円 団体、会社 130万円	130万円 5年以内 (-)
○特認資金 ●都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	農林水産大臣が別に定める額	5年以内 (1年以内)

生活改善資金

貸付の内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便所 ●自家用給排水施設（動力ポンプを除く） ●太陽熱利用温水装置	1件 30万円 // 30万円 // 10万円 // 10万円	3年以内 (-) 2年以内 (-)
○住居利用方式改善資金 ●居室（居間、寝室、子供室、老人室等） ●炊事施設（炊事場、食事室等） ●衛生施設（浴室、便所、洗面所等） ●家事室等（家事室、更衣室、土間等）	1件 150万円 // 150万円 // 150万円 // 150万円	150万円 7年以内 (-)
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等	1件 80万円	3年以内 (-)

青年漁業者等養成確保資金

貸付の内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修（旅費、教材費、授業料、視察費等） ●国外研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）	1人 180万円 // 100万円	180万円 5年以内 (1年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人 150万円	5年以内 (-)
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人 2,000万円 1団体	10年以内 (3年以内)